

十勝圏複合事務組合ごみ処理手数料等に関する条例

平成30年2月28日

条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、十勝圏複合事務組合の施設に搬入するごみの処理及び処分に係る手数料及び使用料（以下「手数料等」という。）の徴収について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、十勝圏複合事務組合ごみ処理施設条例（平成30年条例第号）の例による。

(一般廃棄物の処理費用)

第3条 組合長は、一般廃棄物の搬入者から別表第1に定める手数料を徴収する。

(あわせ産業廃棄物の処分費用)

第4条 組合長は、あわせ産業廃棄物の搬入者から別表第2に定める使用料を徴収する。

(徴収方法)

第5条 組合長は、搬入された廃棄物の計量後、直ちに手数料等を徴収するものとする。ただし、組合長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(手数料等の減免)

第6条 組合長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料等を減免することができる。

- (1) 天災その他特別な事情があると認めたとき。
- (2) 地域の清潔保持のためボランティア活動等により集められたものと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、その状況により特に手数料等を減免する必要があると認めたとき。

(委任規定)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、十勝環境複合事務組合ごみ処理手数料等に関する条例（平成8年十勝環境複合事務組合条例第5号）第3条及び第4条の規定により徴収する手数料等については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

種別	取扱区分	施設名称	手数料
一般廃棄物	事業系一般廃棄物 家庭系廃棄物（市町村が計画収集するものを除く。）	くりりんセンター	10 キログラムごとに170円
	一般廃棄物のうち組合長が搬入することを許可した物	十勝圏複合事務組合一般廃棄物最終処分場	10 キログラムごとに170円

別表第2（第4条関係）

種別	取扱区分	施設名称	使用料	
あわせ産業廃棄物	十勝圏複合事務組合ごみ処理施設条例で定める物	くりりんセンター	不燃物	10 キログラムごとに182円
			可燃物	10 キログラムごとに173円

備考 不燃物及び可燃物の範囲は、組合長が別に定める。